

## リカレント教育の推進について

### 1 事業の目的・概要

人生 100 年時代や Society5.0 の到来等を踏まえ、令和 5 年 5 月に「千葉県生涯学習推進方針」を策定し、県民一人一人が地域社会での活躍や産業人材としての活躍を続けられるよう官民連携により生涯学習を推進することとし、新たな取組として、特にリカレント教育の充実を図ることとしている。

令和 5 年度は、産学官連携体制の協議会での議論も踏まえながら、学び直しの動機付けとなる講座（リカレント講座）等を実施した。

令和 6 年度は、専門家（キャリアコンサルタント等）による個別相談を通じて、自身のキャリアを見つめ直し、スキルアップ等につなげる支援を行う「学びの総合窓口」を設置し、産業人材としての活躍にもつながるリカレント教育を推進する。

### 2 令和 5 年度事業実施結果

#### ○千葉県リカレント教育推進協議会

概要：産学官からなる協議会を設立し、課題や情報を共有し、リカレント教育推進の在り方を検討

委員数：全 21 名（産業、教育、行政の 3 分野から参加）

実績：2 回実施

① 6 月：企業調査項目検討など

② 11 月：各委員からの取組事例紹介など

結果：「個々の「学び」が評価され、給料や仕事が楽になる実感に結びつくなど、「アメ的なもの」があれば、リカレント・リスキリングの機運醸成に繋がるのではないか」等の意見があった。

#### ○リカレント講座（社会人のための学び直しセミナー）（委託：株マイナビ）

概要：産業界の各分野で求められる人材像やスキル等の概観を学ぶ講座及び受講後の学習相談

実績：4 回実施（①IT×医療・福祉、②働き方×副業、③復興×建設、④学び直し×キャリア のべ 116 名参加）

結果：受講者からは「学び直しの継続が、将来的なキャリアチェンジや副業などにつながることを実感できた」等の肯定的な感想が多く寄せられた。また、オンラインでの受講形態が好評であった。

#### ○リカレント実態調査（企業調査）

概要：県内企業等を対象にリカレント教育へのニーズや学び直しの支援状況等について調査

対象企業：県内企業 12,000 社

実績：1 回実施（8 月：1689 社、有効回答率 14.1%）

### 3 令和6年度事業予定

#### ○千葉県リカレント教育推進協議会の運営

経済団体等の産業界や大学や職業訓練施設等の教育機関、国や県関係部局からなる協議会において、課題や情報を共有するとともに、今後のリカレント教育推進のあり方を検討する。

#### ○「学びの総合窓口」の運営

自身のキャリアを見つめ直し、スキルアップ等の支援を行う「学びの総合窓口」をさわやかちば県民プラザに開設し、学習情報の提供やキャリアコンサルタント等によるオンライン相談を実施する。また、業界に精通した方を講師とし、各業界で求められる人材像やスキル等の概観やキャリア形成の重要性などを学び、学び直しの動機付けとなる講座（リカレント講座）を実施する。

#### ○AI を活用した生涯学習情報の収集

AI システムを活用して県内の生涯学習に係る情報を収集し、相談者等への的確に情報提供を行う。

### 4 参考

別紙1：千葉県生涯学習推進方針の概要

別紙2：千葉県リカレント教育推進協議会 設置要綱・委員名簿

別紙3：学び直しによる生涯にわたる活躍イメージ（生涯学習推進方針より）

## 方針の趣旨

人生100年時代・Society5.0の到来、社会的包摂の必要性の高まりなど、生涯学習をめぐる環境が大きく変化する中で、県民一人一人が、いつでも、どこでも学ぶことができ、その成果を生かし、生涯にわたり活躍し続けられる社会の実現を図るため、本県における生涯学習を推進するための方針を定めるもの。

## 位置づけ

「千葉県総合計画～新しい千葉の時代を切り開く～」及び「千葉県教育振興基本計画」の趣旨を踏まえ、県民の生涯学習に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するもの。

## 方針の期間

令和5年度から14年度までの10年間（今後、5年を目途に見直しを予定）

## 第1章 千葉県の現状と課題

### 生涯学習をめぐる現状認識

#### ○社会情勢

- ・人生100年時代の到来 職場や職種の転換の機会が増え、学び直しの機会の充実が必要。地域活動などの社会貢献も生涯学習の重要な要素。
- ・Society5.0に向けて 技術革新が急速に進み、社会の劇的な変化に対応する学び直しが必要。特に産業界では、新たな知識や技能に関する学び直しの充実が求められている。また、学びの機会の充実には、ICTなどの先端技術の利活用が必要。デジタルデバイド解消も必要。
- ・社会的包摂の必要性 SDGsの国際目標「すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進」の実現には、多様な主体との連携・協働が必要。

#### ○生涯学習の状況

- ・生涯学習をしたことが無い人の割合が高い。（約4割から5割程度） ・学習ニーズは、趣味や教養に関する学びが多い。近年は職業などにつながる学びが高まっている。[H4 18%→H27 28%]
- ・学習に際しての課題は時間や場所等の制約が最も多く、ICT等の活用による課題解決が求められている。

## 千葉県における生涯学習推進の現状と課題

### 学びの場の提供

- 趣味・教養・社会貢献等の学びは、県や市町村の社会教育機関及び民間教育機関において充実。
- 職業につながる学びは、大学や職業訓練機関等により、専門的・実践的な学びを提供。  
県、市町村の社会教育機関においても、学びのきっかけづくりや、専門的・実践的な学びへの接続に関する取組が必要。
- ICTなどの先端技術を活用した学びが必要。

### 学びに関する情報提供

- 県、市町村及び民間の教育機関が、各々の学習情報を提供。  
総合的な学習情報の提供と、学習者の要望に応じた学びを案内する体制の整備が必要。

### 学習成果を社会に生かす仕組み

- 学び直しの適切な評価が行われる環境づくりが必要。
- 学習履歴を記録する「生涯学習パスポート」（県教育委員会発行）の普及が必要。

### 多様な主体との連携・協働

- 県や市町村の社会教育機関及び民間教育機関は、各機関が講座提供等の際に、必要に応じ連携。  
生涯学習を総合的かつ効果的に推進するための、連携体制の整備が必要。

## 第2章 生涯学習推進の方向性

### 生涯学習推進の 目 標

「社会とつながる生涯学習」  
～いつでも、どこでも、誰でも学ぶことができ、  
その成果を生かして活躍できる生涯学習社会の実現～

### 実現のための 視 点

- 生涯にわたる社会での活躍の推進
- 県・市町村・民間による役割分担と相互の連携・協働
- ICT活用を含めた適切な方法による学習の推進

### 生涯学習推進の方向性

県民一人一人が地域社会での活躍や産業人材としての活躍が続けられるよう、官民連携により、県全体で生涯学習を推進する。

| 柱                 | 項目               | 県 の 役 割   | 市町村に期待する役割  | 民間への期待   |
|-------------------|------------------|---|---|--|
| 多様な学習機会の充実        | 学習機会の充実          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・趣味・教養等の学び<br/>市町村・民間で実施困難な取組を全県的に提供</li> <li>・職業につながる学び<br/>学び直しの動機付け、専門的・実践的な学びに接続する講座の提供</li> </ul>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・趣味・教養等の学びの充実</li> <li>・障害者の学び支援につながる取組を拡大</li> <li>・デジタルデバインド解消につながる学習機会の充実</li> <li>・キャリア教育等の職業につながる講座の提供、専門書籍の活用</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;企業、民間教育機関、NPO・団体等&gt;</li> <li>・各機関、団体の特性を生かした学習機会の充実</li> <li>&lt;高等教育機関&gt;</li> <li>・専門的なリカレント教育の充実</li> <li>・教育・研究成果を活用した公開講座の充実</li> </ul> |
|                   | 学習環境の充実          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民の学習意欲の喚起</li> <li>・オンラインを含む様々な方法を選択し、効果的に学習機会を提供</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン環境の整備・講座の充実</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;企業&gt;</li> <li>・学びたい人が学べる環境の整備</li> </ul>  |
| 学習に関する情報提供・相談の充実  | 多様な学習情報の提供       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間・市町村と連携し、幅広い学習情報の収集・体系化・提供</li> <li>・情報提供システムの、様々な場面での周知・活用の促進</li> </ul>                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県への学習情報の提供、県に集約化された学習情報の活用</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県への学習情報の提供、県に集約化された学習情報の活用</li> </ul>  |
|                   | 社会での活躍につながる学習相談  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習者の要望に応じた最適な学びを案内する体制の構築<br/>(社会教育士やキャリアコンサルタントの活用、伴走型支援)</li> </ul>                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な住民からの学習相談体制の整備<br/>(相談内容に応じて県の窓口につなぐ)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;高等教育機関、民間教育機関、NPO・団体等&gt;</li> <li>・学習者からの学習相談への対応<br/>(相談内容に応じて県の窓口につなぐ)</li> </ul>  |
| 学習成果を社会に生かす仕組みづくり | 学習者と社会をつなぐ仕組みの構築 | 同上  | 同上  | 同上   |
|                   | 学習成果の適切な評価       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・経験やスキルを的確に示すツール「生涯学習パスポート」の機能充実、社会における適切な評価に活用</li> <li>・産業界での評価には、「ジョブ・カード」など既存の仕組みにつなぐ</li> </ul>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「生涯学習パスポート」の情報を活用し、その人材を地域での活躍の場につなぐ</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;企業&gt;</li> <li>・社員の学び直しの成果を適切に評価する体制の整備</li> </ul>   |
|                   | 生涯学習を支える人材の活用    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における生涯学習を支える人材の育成</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における生涯学習を支える人材として活用</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;NPO・団体等&gt;</li> <li>・各主体における生涯学習を支える人材の活用</li> </ul>   |
| 多様な主体との連携・協働の推進   | 連携・協働体制の構築       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習推進に関する県と市町村の包括的な連携体制の構築</li> <li>・リカレント教育に関する産学官の連携体制の構築</li> <li>・地域課題に応じた幅広い分野の連携体制構築の支援</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・課題に応じた幅広い分野との連携・協働体制のさらなる充実</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;企業、高等教育機関、民間教育機関、NPO・団体等&gt;</li> <li>・各主体の教育資源を活用し、公共機関等と連携</li> <li>&lt;NPO・団体等&gt;</li> <li>・団体間の連携・協働の充実</li> </ul>                         |
|                   | 社会教育人材育成の充実      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育主事・社会教育士の育成や活用の促進・支援</li> <li>・社会教育関係者の研修の体系化、効果的な実施</li> </ul>                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県の研修の活用、地域課題に対応した研修の充実</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;NPO・団体等&gt;</li> <li>・指導者の育成の充実</li> </ul>  |

## 千葉県リカレント教育推進協議会設置要綱

## (設置目的)

第1条 県民一人一人が、地域や産業界などの社会を支える人材として活躍を続けられるよう、産学官の連携のもと、リカレント教育の推進を図ることを目的として「千葉県リカレント教育推進協議会」（以下、「協議会」という。）を設置する。

## (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 産業界、教育機関、行政のニーズを踏まえた、リカレント教育の推進に関すること。
- (2) リカレント教育の学習成果に対する適切な評価に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

## (構成員)

第3条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

2 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

## (会長、副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は構成員が互選により定める。

3 会長は協議会を代表し、その会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を行う。

## (会議の開催)

第5条 協議会は教育庁教育振興部生涯学習課長が招集し、会長が議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

3 会長が必要と認めるときは、協議事項に基づき、ワーキンググループを設置することができる。

4 委員は会議の参加にあたり、あらかじめ事務局へ通達した者を代理として出席させることができる。

## (事務局)

第6条 協議会の事務局は、千葉県教育庁教育振興部生涯学習課内に置く。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、別に定める。

2 協議会は地方自治法138条の4第3項に基づき、法律または条例により設置された附属機関ではない。

## 附 則

この要綱は、令和5年6月5日から施行する。

別表 1

|                    |
|--------------------|
| 以下の組織に属する者         |
| (一社)千葉県商工会議所連合会    |
| 千葉県商工会連合会          |
| 千葉県中小企業団体中央会       |
| (一社)千葉県経営者協会       |
| 千葉県経済同友会           |
| (一社)千葉県経済協議会       |
| 日本労働組合総連合会千葉県連合会   |
| 日本マイクロソフト株式会社      |
| イオン株式会社            |
| 国立大学法人千葉大学         |
| 放送大学学園             |
| 千葉県私立大学短期大学協会      |
| (一社)千葉県専修学校各種学校協会  |
| 千葉職業能力開発促進センター     |
| (一社)全国産業人能力開発団体連合会 |
| 千葉県生涯学習審議会         |
| 経済産業省関東経済産業局       |
| 厚生労働省千葉労働局         |
| 千葉県商工労働部雇用労働課      |
| 千葉県商工労働部産業人材課      |
| 千葉県教育庁教育振興部生涯学習課   |

# 学び直しによる生涯にわたる活躍イメージ

別紙3

→ 県民の学びの流れ      - - -▶ 情報の収集の流れ

